

# 市場監督管理行政法執行責任制規定（意見募集稿）

## 第一章 総則

### 第一条（制定目的）

行政法執行責任制を実行に移し、市場監督管理部門の職員の法による職責履行を監督・保障し、その役割・行動を果たすよう奨励するために、『中華人民共和国公務員法』『中華人民共和国公職人員政務処分法』『行政機関公務員処分条例』等の法律、行政法規及び国務院の関連規定に従い、本規定を制定する。

### 第二条（適用範囲）

市場監督管理部門による行政法執行責任制の実施には、本規定を適用する。法律、法規に別途規定がある場合は、その規定に従う。

本規定にいう行政法執行とは、市場監督管理部門が行政職権を行使し、行政職責を履行する行為を指し、行政許可、行政処罰、行政強制、行政確認、行政監督検査等の行政行為が含まれる。

### 第三条（実施原則）

行政法執行責任制の実施にあたって、党の指導を堅持し、職権の法定化、権力と責任の一致、拘束とインセンティブの双方重視、懲戒と教育の結合といった原則に従い、「職責を全うしない者は責任を追及し、職責を全うする者は責任を免除する」ことをしっかりと行わなければならない。

### 第四条（業務職責）

市場監督管理部門は、行政法執行責任制の実行に対する指導を強化し、行政法執行責任制を組織、調整かつ実施しなければならず、各所属機構が職責範囲内において関連業務をしっかりと行わなければならない。

上級の市場監督管理部門は、法に基づき下級の市場監督管理部門が行政法執行責任制を実施するよう監督・指導する。

### 第五条（法による職責履行が法律による保護を受ける）

市場監督管理部門の職員が法に基づき職責を履行する場合は、法律による保護を受ける。法定事由によらず、法定手続を経ない限り、追及・処理を受けないものとする。

### 第六条（奨励体制）

市場監督管理部門は、行政法執行奨励体制を構築・健全化し、行政法執行業務において大きく貢献した職員を表彰しなければならない。

出典：2020年8月12日付け国家市場監督管理総局 ウェブサイト

[http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202008/t20200812\\_320725.html](http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202008/t20200812_320725.html)

## 第二章 法執行職責

### 第七条（法執行根拠の整理）

市場監督管理部門は、行政法執行の根拠を整理し、権限と責任に関するリストを作成し、適切な方法で社会公衆に開示し、かつ法律、法規、規則の制定・改正状況に応じて速やかに調整しなければならない。

### 第八条（法執行職責の分解）

市場監督管理部門は、権限と責任に関するリストに基づき、本機関が法に基づいて負う行政法執行職責を逐一分解し、所属法執行機構と法執行部署に移さなければならない。

所属法執行機構と法執行部署の法執行職責を分解し、執行するにあたっては、当該機関の行政法執行職責を無断で増減してはならない。

### 第九条（権力運用の規範化）

市場監督管理部門は、権限と責任に関するリストに照らし、各種の権限・責任事項ごとに取り扱いガイドライン及び運用フローチャートを制定し、かつ取り扱い窓口と法執行事項処理ウェブサイトを開示しなければならない。

### 第十条（行政法執行の規準）

市場監督管理部門の職員は、職責に基づき、法により行政法執行活動に従事し、厳格で規範に合った公正で文明的な法執行をしっかりと行わなければならない。

市場監督管理部門の職員は、法定業務事項を処理するにあたって、法定手続及び期限の関連要件を厳しく遵守しなければならない。法定職責の履行を拒否したり、怠ったりしてはならず、また、その権限を超えたり、職権の濫用をしたりしてはならない。

### 第十一条（保障措置）

市場監督管理部門は、その職員が法に基づく職責を履行するために必要なオフィス、法執行装備、後方勤務保障等の条件を提供し、かつその人身の健康及び生命、財産の安全を保障するための措置を講じなければならない。

### 第十二条（干渉の拒否）

法に基づく職責を履行するにあたって、市場監督管理部門の職員は、法定の職責、法定の手続に違反する、又は、法執行の公正性を妨害するいかなる機関又は個人の要求を拒否し、かつ行政法執行活動に対する干渉状況を記録してファイリングする権利を有する。

### 第三章 責任追及

#### 第十三条（責任追及の範囲）

行政法執行過程において、職員が故意又は過失により法定職責を履行せず又は不当に履行したことで、違法な行政法執行行為となり、かつ有害な結果又は悪影響が生じた場合、市場監督管理部門は、法に基づき、関連責任者の行政法執行責任を追及しなければならない。

#### 第十四条（職責不履行の定義）

本規定第十三条にいう「法定職責不履行」には、次の各号に掲げる状況が含まれる。

- （一）規定に従って検査、抜き取り検査、サンプリング検査等の監督職責を履行しなかった場合。
- （二）申立による行政行為の実施にあたって、行政相対人の申立を受けた後に、法に基づき受理しなかった場合又は決定を下さなかった場合。
- （三）行政監督検査中において発見した違法行為について、法に基づき制止、是正しなかった場合又は関連機関に移送して処理させなかった場合。
- （四）発効した判決、裁定の執行を拒否した場合又は行政不服審査決定の履行を拒否したり、正当な理由なく遅延したりした場合。
- （五）法律、法規、規則で規定されたその他の法定職責不履行の状況。

#### 第十五条（職責の不当履行の定義）

本規定第十三条にいう「法定職責の不当履行」には、次の各号に掲げる状況が含まれる。

- （一）法定の権限又は範囲を越えて行政法執行を実施した場合。
- （二）規定に従って業務情報を開示しなかった場合、又は法に基づき享有する権利を行政相対人に告知しなかったことで、有害な結果又は悪影響が生じた場合。
- （三）証拠の隠蔽、偽造又はその他の粉飾・欺瞞行為がある場合。
- （四）国家秘密、業務秘密を漏洩し、又は職責の履行で知り得た営業秘密、個人情報プライバシーを漏洩した場合。
- （五）行政法執行中において、悪質・粗暴な態度を取り、有害な結果又は悪影響が生じた場合。
- （六）法律、法規、規則で規定されたその他の法定の職責に係る不当履行の状況。

#### 第十六条（責任追及の手続）

市場監督管理部門は、法執行監督、苦情・通報受付等の手段で発見した違法な法執行行為の手掛かりについて、『行政機関公務員処分条例』に規定する手続に従って調

査・処理する。

### 第十七条（責任認定）

行政法執行の責任の認定にあたっては、法律、法規、規則の規定を根拠とし、違法行為の性質、情状、危害の程度等に見合ったものとするとともに、事実が明白で、証拠が確実で、性質認定が正確で、処分が適切で、手続が合法的で、手順が完備しているものにしなければならない。

違法な法執行行為の責任者が、行政法執行に係る責任追及を軽減し、重くし又は免除すべき事由があるか否かを判断するにあたっては、関連する法律・法規の規定に従って行うものとする。

### 第十八条（責任追及の方式）

行政法執行の責任の追及方式は、処分と処理に分けられる。

処分は、警告、過失記録、重大過失記録、降格、免職、除名に分けられる。

処理は、対話・注意、批判・教育、検査命令又は訓戒勸励、行政法執行部署からの離任、行政法執行資格の取消等に分けられる。

### 第十九条（党規律・政府紀律処分との連動）

行政法執行の責任追及にあたって、責任者に対して法律や規律により党規律・政府規律処分を与える必要がある場合、又はその他の組織処理措置を取る必要がある場合、関連機関に渡して処理させる。職務犯罪に関わる場合には、法に基づいて監察機関に移送する。

同一の違法な法執行行為について、監察機関が既に政府規律処分を与えた場合、市場監督管理部門は、これに重複する処分はしない。但し、相応の行政処理を下すことができる。

## 第四章 職責の完遂・責任の免除

### 第二十条（職責の完遂・責任の免除に係る原則）

市場監督管理部門の職員について、厳格に法律、法規、規則の規定により職責を履行した場合、又は本章に規定する責任免除の状況がある場合には、有害な結果又はその他の悪影響が生じた場合であっても、関連責任者の行政法執行に係る責任を追及しない。

行政法執行行為が人民法院又は不服審査機関によって取り消され、変更され、又は違法と確認されたが、市場監督管理部門の職員について本章に規定する責任免除の状況がある場合、その行政法執行責任を追及しない。

## 第二十一条（具体的な法執行活動における責任免除の状況）

行政法執行活動において、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、行政法執行責任を追及しない。

（一）法律、法規、規則の規定の不明確さ、又は具体的な条項に対する理解の不一致により、法律適用にばらつきが生じた場合。

（二）行政相対人、第三者による関連状況の隠蔽又は虚偽資料の提供により、市場監督管理部門の職員が事実に対して誤った認定をした場合。

（三）新たな証拠の提出により、元の認定事実又は事件の性質が変わった場合。但し、市場監督管理部門の職員が証拠を故意に隠蔽したか場合、又は重大な過失により漏洩した場合を除く。

（四）法定機構から発行された検査、試験、鑑定報告又は専門家の評価審査意見等により行政法執行決定を下し、かつ周到で、慎重な審査義務を果たした場合。

（五）「先に許可証を発行し、後に審査する」等の改革要求に従って行政許可を下したものの、行政相対人が承諾に違反して生産経営を展開したことにより、有害な結果が生じた場合。

（六）告知承諾制の改革要求に従い、関連規定及び法的結果を既に告知したものの、行政相対人が虚偽の承諾をして許可をだまし取ったことにより、有害な結果が生じた場合。

（七）行政相対人、第三者が法執行に協力せず、それを妨害したか、又は権限のある機関が規定の期限までに法解釈をしなかった等の事由により、行政法執行行為が法定期限を過ぎた場合。但し、法律、法規、規則において法執行期限の控除について別途規定がある場合を除く。

（八）行政訴訟、行政不服審査過程において、人民法院又は不服審査機関の法による調停を経て行政行為を変更した場合。

（九）上級機関の決定、命令又は文書の誤りについて、上級機関に是正又は取消の意見を提出したものの、上級機関が変更をしない場合又は続行を要求した場合。但し、明らかに違法となっている決定又は命令を執行した場合を除く。

（十）不可抗力又はその他の予期せぬ要因により、法に基づく職責を履行できなかった場合。

（十一）法に基づき行政法執行責任を追及しないその他の場合。

## 第二十二条（日常的な監督管理における責任免除の状況）

日常的な監督管理活動において、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、行政法執行責任を追及しない。

（一）ランダム抜き取り検査事項のリスト、ランダム抜き取り検査計画及び関連監督管理業務制度に従って、既に監督検査職責を履行した場合、又は業務計画に従って履行していないが、法定又は規定の期限を超えていない状況において、検査されてい

ない行政相対人が事故を起こした場合。

(二) 基準の欠如又は従来の科学技術手段、監督管理手段等の制限により、問題の存在を速やかに発見しなかった場合、又はその性質を決定できなかった場合。

(三) 発見した違法行為の手掛かり又は事故の潜在的なリスクについて既に是正を命じ、行政強制措置を講じ又は法に基づいて摘発したものの、行政相対人が是正を拒否し、差押又は押収された設備・施設を不法に使用開始した等の行為により事故が発生した場合。

(四) 既に法に基づき、行政相対人に対して許可証又は営業許可書の取消等の行政処分決定を下し、かつ必要な処分措置を講じたものの、行政相対人が違法に生産経営を行った場合。

(五) 世論が否定的な方向に振れ、その世論が市場監督管理部門の職責と無関係な場合又は、市場監督管理の職責に関わっているが、市場監督管理部門が既に法に基づく職責を履行した場合。

(六) 行政相対人の違法行為がマスコミによって公開されるか又は悪影響をもたらす前に、市場監督管理部門が通報を受けなかった場合又は客観的に先に発見できなかった場合。

(七) 違法行為の手掛かりが他の部門の職責に関わっており、市場監督管理部門が既に関連状況を速やかに他の部門に通報し又は現地政府に報告したものの、有害な結果が生じた場合。

(八) 法に基づき行政法執行責任を追及しないその他の場合。

## 第二十三条（改革革新における容認状況）

行政法執行の改革革新の推進中において、党中央、國務院の政策決定・配置に合致するが、経験の不足、先の試行により誤りが生じた場合、又は明確な制限がまだない探索的実験において誤りが生じた場合には、行政法執行責任を追及しない。但し、法に基づき、これを是正しなければならない。

## 第二十四条（責任追及のための意見書）

権限のある機関は、市場監督管理部門の職員の行政法執行責任を追及するにあたって、関連行政法執行行為に関して、行政法執行責任の追及を軽減し、免除するか又はその行政法執行責任を追及しない等の状況があるか否かに係る争議がある場合、市場監督管理部門は、被調査対象の申立又は権限のある機関の要求に応じて、行政法執行責任追及のための意見書を権限のある機関による責任追及の参考として発行することができる。

## 第二十五条（名誉権の保護）

市場監督管理部門の職員が、法に基づく職責の履行により、不実の苦情、誣告及び

誹謗、侮辱を受けた場合、又はその行政法執行責任を追及しないと権限のある機関によって認定された場合には、市場監督管理部門は、適切な方法で速やかに事実を明確にし、悪影響を取り除き、その合法的な権益を守らなければならない。

## 第五章 付則

### 第二十六条（薬品監督管理部門及び知的財産行政部門による法律適用）

薬品監督管理部門及び知的財産行政部門による行政法執行責任制の実施には、本規定を適用する。

### 第二十七条（授権された組織による法律適用）

市場監督管理職責を履行する組織による行政法執行責任制の実施には、本規定を準用する。

### 第二十八条（施行日及び効力）

本規定は、2020年 月 日より施行される。本規定の施行前の関連規定が本規定と一致しない場合は、本規定に準じる。

出所先：

2020年 8 月 12 日付け国家市場監督管理総局 ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所  
で日本語仮訳を作成

[http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202008/t20200812\\_320725.html](http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202008/t20200812_320725.html)

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記  
するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証す  
るものではないことを予めご了承ください。

出典：2020年 8 月 12 日付け国家市場監督管理総局 ウェブサイト

[http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202008/t20200812\\_320725.html](http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202008/t20200812_320725.html)